

(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告について

令和8年5月22日  
経済産業省  
大臣官房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、(仮称)今金せたな風力発電事業環境影響評価準備書について、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：北海道瀬棚郡今金町及び久遠郡せたな町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：最大79,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 5年 8月 7日
環境大臣意見受理	令和 5年10月19日
経済産業大臣意見発出	令和 5年11月 2日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 6年 2月29日
住民意見の概要等受理	令和 6年 5月13日
北海道知事意見受理	令和 6年 7月25日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年 8月20日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 7年 9月 9日
住民意見の概要等受理	令和 7年12月 5日
北海道知事意見受理	令和 8年 3月19日
環境大臣意見受理	令和 8年 3月27日
経済産業大臣勧告発出	令和 8年 5月22日

問合先：電力安全課 小西、中村  
電話：03-3501-1511(内線：4921)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 配置の変更について

2. (4) の対応に当たっては、風力発電設備、沈砂池及び土捨場の配置の変更を踏まえた騒音、風車の影、鳥類等の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。なお、これらの配置の変更にあたっては、特に鳥類に関して専門家等の助言等を踏まえ、適切に検討すること。さらに、これらの配置の変更の結果に応じて再度実施した予測、評価及びそれを踏まえた環境保全措置も含めた検討の結果について、その考え方を正確かつ分かりやすく評価書に記載すること。

### (3) 事後調査等について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化にあたっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

### (4) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報の共有等を行うことで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。また、環境影響評価手続中等の風力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合に情報共有できる体制を構築するとともに、その体制について環境影響評価書に記載すること。その上で、提供依頼があった際は可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、本事業の実施により、一部の地域において工事用資材等の搬出入に伴う騒音レベルが最大で7 dB、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大で10 dB増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値等は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事の実施及び建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、騒音影響が大きい作業の短縮や分散、低騒音型の建設機械を使用する等の環境保全措置を講ずることにより、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、2地点において、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、風車の影による生活環境への影響が生じる可能性がある住居に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

### (3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息及び営巣や、チュウヒ等の猛禽類の飛翔が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類、猛禽類等の渡りの飛翔が確認されている。特に、対象事業実施区域内では、ハククマの複数のペア並びにミサゴ及びオオタカのペアの生息、営巣及び繁殖が確認されている。これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突といった鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観

点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働前におけるブレード塗装や目玉模様貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を含む環境保全措置や、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、準備書に記載されている重要な鳥類において、バードストライクといった重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、更なる視認性を高める措置を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ チュウヒについても、事後調査計画に記載の他の希少猛禽類と同様、少なくとも工事中及び供用後1年間、4月～8月までの飛翔軌跡、行動、飛翔高度等の事後調査を適切に実施すること。

#### (4) 植物に対する影響

10号機、沈砂池及び土捨場に係る改変区域は、林野庁により設定されている「若松トドマツ希少個体群保護林」に近接しており、10号機の沈砂池からの排水が保護林方向に流下する計画となっている。

このため、保護林への影響を回避し、又は低減する観点から、10号機、沈砂池及び土捨場について配置の変更を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。